

報告第14号

令和5年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する
計画について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を別紙のとおり報告する。

令和6年6月14日

西海市長 杉澤 泰彦

令和5年度西海市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説明
						企業債	国庫補助金	繰越工事資金	損益勘定留保金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業 (公共下水道事業)	円 175,942,000	円 75,935,100	円 98,800,000	円 46,800,000	円 36,400,000	円 15,600,000	円 0	円 1,206,900	円 0	管渠布設において湧水処理に時間を要し、施工に不測の日数を要したため。
		管渠整備事業 (大島污水处理施設統廃合事業)	30,400,000	0	30,400,000	27,000,000	0	3,400,000	0	0	0	入札不落による計画変更 に日数を要し、工事の標準工期の確保が困難となったため。
		処理場整備事業 (大島污水处理施設統廃合事業)	149,000,000	60,300,000	88,700,000	87,800,000	0	900,000	0	0	0	建設現場における各種工事の工程調整により、不測の日数を要したため。
	合 計		355,342,000	136,235,100	217,900,000	161,600,000	36,400,000	19,900,000	0	1,206,900	0	